

長野県看護大学利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県看護大学（以下「本学」という。）が、長野県看護大学利益相反マネジメントポリシー（令和8年4月1日制定）に基づき、共同研究、受託研究、社会貢献活動等、外部機関と連携した様々な活動（以下「研究活動等」という。）を行う際に、公的研究に必要とされる公正かつ適切な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されないよう、利益相反について社会への説明責任を果たすため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員等

次の各号に掲げる者をいう。

- ア 大学の教職員（非常勤の教職員を除く。）
- イ その他長野県看護大学利益相反検討会議が指定する者
- ウ 学生のうち研究活動等に参画することが認められている者

(2) 利益相反

次の各号に掲げる状態をいう。

- ア 大学及び教職員等が研究活動等（兼業、共同研究・受託研究・寄付金等・共同研究員の受入、技術移転等）により得る利益（兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入、株式等）と、大学における教育研究等の責務との間に相反（衝突・齟齬）が生じている状態
- イ 教職員等が主に兼業活動により企業等（国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体を含む。以下同じ。）に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態

(3) 利益相反マネジメント

教職員等が行う研究活動等において、前号の状態に陥ることを未然に防ぐため適切なマネジメントを行うこと及び利益相反が発生した場合に適切に対処することをいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントの対象は、教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教職員等が、研究活動等に関わる企業等（以下「当該企業等」という。）から報酬を得る場合
- (2) 教職員等が、当該企業等から特許権、著作権等の知的財産権及び成果有体物等に係る収入（ロイヤリティ又は売却による収入等）を得る場合
- (3) 教職員等が、大学の関与の有無及び名目の如何に関わらず、企業等からの資金提供を受ける場合
- (4) 教職員等が、当該企業等の株式等（株式が公開か未公開かを問わない。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。以下同じ。）を取得する場合
- (5) 教職員等が、当該企業等から物件を購入し又は役務の提供を受ける場合
- (6) 教職員等が、当該企業等から何らかの便益を得る場合

- (7) 教職員等が、大学に対し物件又は役務を提供する企業等の経営を行う場合及び役員を務める場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学長が対象と認める場合

(利益相反検討会議の設置と権限)

- 第4条 利益相反を適切に管理し、利益相反マネジメントに係る具体的事項に関する審議を行うため、大学に長野県看護大学利益相反検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。
- 2 検討会議は、学長から第10条第2項の諮問を受けて利益相反に関する自己申告を調査及び審査し学長に意見を述べるほか、利益相反に係る施策、啓発その他利益相反マネジメントについて必要な提言等を行うものとする。

(組織)

- 第5条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 学部長
 - (2) 研究科長
 - (3) 事務局長
 - (4) 事務局次長

(議長)

- 第6条 学部長は検討会議を招集し、その議長となる。
- 2 議長に事故があるときは、研究科長がその職務を代行する。

(会議)

- 第7条 検討会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 検討会議は、会議の開催ができないやむを得ない事情がある場合には、資料その他の書類を持ち回ることにより審議を行うことができるものとする。
 - 3 利益相反審議の対象となる委員は、その審議に加わることはできない。議長が審査対象となる場合には、研究科長がその職務を代行する。

(構成員以外の出席)

- 第8条 議長が必要と認めたときは、第5条各号に掲げる者以外の者が出席することができる。

(議事録)

- 第9条 検討会議の議事について、議長は、議事録を作成しなければならない。

(利益相反に関する自己申告)

- 第10条 教職員等は、細則で定めるところにより、学長に対し、利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）を用いて、自己申告するものとする。
- 2 学長は、前項の自己申告を受けたときは、検討会議へ諮問するものとする。
 - 3 教職員等は、検討会議から求められた場合、自己申告書をすみやかに検討会議に提出しなければならない。
 - 4 検討会議は、教職員等から提出された自己申告書に基づき、第3条の利益相反マネジメントの対象となるものについて審査する。

(実施事項)

- 第11条 検討会議は、次の各号に掲げる利益相反マネジメントに係る事項を行う。

- (1) 教職員等から提出された自己申告書に基づく調査、審査及び措置等に関すること
 - (2) 教職員等に対する利益相反に係る情報公開に関すること
 - (3) 前2号のほか、利益相反の管理に関すること
- 2 検討会議は、必要と認めた場合には、第3条に該当する者及び該当するおそれがある者に対して適宜、調査を実施することができる。

(相談担当の設置)

第12条 利益相反問題を未然に防ぐために、大学に利益相反に関する相談担当を置く。

(相談担当の委嘱)

第13条 相談担当は、事務局次長とし、検討会議が委嘱するものとする。

(相談担当の業務)

第14条 相談担当は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員等からの利益相反に関する質問又は相談に対しての必要な助言又は指導に関すること
- (2) 自己申告書の提出に係る事務に関すること
- (3) 前2号のほか、検討会議で必要と認めたこと

(教職員等の調査協力)

第15条 教職員等は、第11条第2項の規定に基づく調査及び審査に協力しなければならない。

(利益相反管理のための調査)

第16条 第11条第2項に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 自己申告書の確認
- (2) 事情聴取
- (3) 関係資料の提出
- (4) 助言指導等
- (5) 状況観察
- (6) その他利益相反管理のための調査に必要と認める方法

(調査結果に基づく審査及び措置等)

第17条 検討会議は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、自己申告書を提出した教職員等（以下「当該教職員等」という。）の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて審議する。

- 2 検討会議は、前項の審議を踏まえて、事実関係、当該教職員等に対する措置の必要性、措置を必要とする場合の措置の内容及びその他の利益相反の管理に必要な事項について審議する。
- 3 検討会議は、前項の審議を受けて、利益相反に該当する状況が生じ、これに対する是正措置等が必要と判断した場合は、当該是正措置等を学長に勧告し、学長は当該勧告を踏まえて必要な是正措置等を決定し、当該教職員等に通知する。

(教職員等の報告)

第18条 教職員等は、前条第3項の規定に基づく是正措置等の通知を受けた場合は、当該是正措置等に基づき必要な対応を行い、その実施状況を書面をもって学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の規定に基づき報告があったときは、当該報告を検討会議に通知する。

(不服申立て)

第19条 第17条第3項の規定に基づき是正措置等の決定（以下「決定」という。）を受けた教職員等は、学長に対して、不服申立てをすることができる。

(不服申立て期間)

第20条 前条に規定する不服申立ては、決定があったことを知った日の翌日から起算して1週間以内に行なければならない。

(不服申立書の提出)

第21条 不服申立ては、細則で定めるところにより、申し立てなければならない。

2 不服申立書には、是正措置決定通知書の写しを添付しなければならない。

(不服申立ての補正)

第22条 不服申立書が前条の規定に違反する場合、学長は相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じるものとする。

(審理手続を経ないでする却下決定)

第23条 学長は、不服申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、当該不服申立てを却下することができる。

- (1) 不服申立てをすることができない者によって不服申立てがされたとき。
- (2) 第20条に規定する期間を超えて不服申立てがされたとき。
- (3) 不服申立人（第19条の規定に基づき不服申立てをした者をいう。以下同じ。）が前条の期間内に不備を補正しないとき。
- (4) 不服申立てが補正できないことが明らかなきとき。

(不服申立ての取下げ)

第24条 不服申立人は、第37条に規定する裁決があるまではいつでも不服申立てを取り下げることができる。

2 不服申立ての取下げは、細則で定めるところによるものとする。

(審査会への諮問等)

第25条 学長は、不服申立書の提出を受けたときは、第23条の規定に基づき却下する場合を除き、速やかに長野県看護大学利益相反に係る不服申立審査会（以下「審査会」という。）に諮問するものとする。

2 学長は、前項の規定に基づき諮問したときは、不服申立人に対し、細則で定めるところにより当該諮問をした旨を通知するものとする。

(審査会の組織)

第26条 審査会は、概ね5人程度で組織する

- 2 審査会の委員は、学長が任命し、又は委嘱する。
- 3 必要に応じて、委員のうち1人以上は、専門的知見を有する者を充てることができる。

(審査会の委員長及び副委員長)

第27条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 審査会委員長及び審査会副委員長は、学長が指名する。
- 3 審査会委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 審査会委員長に事故があるとき又は審査会委員長が欠けたときは、審査会副委員長がその職務を代理する。

(審査会の招集)

第28条 審査会は、審査会委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(審査会の調査の権限)

第29条 審査会は、必要があると認める場合は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人によるその主張を記載した細則で定める書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(審査会への意見の陳述)

第30条 審査会は、不服申立人の申立てがあった場合には、当該不服申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認める場合には、この限りでない。

(審査会への主張書面等の提出)

第31条 不服申立人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(審査会の議事)

第32条 審査会の議事は、出席者の4分の3以上をもって決する。

(答申書の提出)

第33条 審査会は、諮問に対する答申内容を決定したときは、速やかに細則で定める答申書を学長に提出するものとする。

(議事録の作成)

第34条 審査会委員長は、審査会を開いたときは議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第35条 審査会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(審査会の細則の委任)

第36条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、審査会委員長が審査会に諮って定める。

(裁決)

第37条 学長は、審査会から諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して遅滞なく裁決しなければならない。

- 2 学長は、不服申立てに理由がないと認める場合は、当該不服申立てを棄却する。
- 3 学長は、不服申立てに理由があると認める場合には、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。
- 4 裁決は、細則で定める書面により行うものとする。

(利益相反自己申告書等の保存)

第38条 検討会議は、提出された自己申告書等を秘密書類として管理及び保存する。

(専門部会)

第39条 検討会議に、利益相反に関する専門的な事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には、構成員として外部の有識者を置くことができる。。

(秘密の保持)

第40条 利益相反マネジメントに関与する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(情報の公開)

第41条 検討会議は、大学の利益相反に関する情報を必要な範囲で外部に公表することにより、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 検討会議が許容した教職員等の研究活動等に関する外部からの調査等に対しては、検討会議が対応する。
- 3 外部への情報公開に当たっては、教職員等及びその関係者の個人情報保護に留意しなければならない。

(研修の実施)

第42条 検討会議は、利益相反問題への適切な対処に必要な研修を実施しなければならない。

(事務)

第43条 検討会議の庶務は、事務局総務課がこれを処理する。

(雑則)

第44条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。